

JF-IETF-RFC3325

トラストドメイン内の網付与 ID 情報の ためのセッション開始プロトコル(SIP) へのプライベート拡張

Private Extensions to the Session
Initiation Protocol Asserted Identity
within Trusted Networks (SIP) for
Asserted Identity within Trusted
Networks

第 1 版

2005 年 6 月 2 日制定

社団法人

情報通信技術委員会

THE TELECOMMUNICATION TECHNOLOGY COMMITTEE

本書は、（社）情報通信技術委員会が著作権を保有しています。
内容の一部又は全部を（社）情報通信技術委員会の許諾を得ることなく複製、転載、改変、転用及びネットワーク上での送信、配布を行うことを禁止します。

目次

<参考>	4
1. 標準の概要	5
2. 本標準で規定する内容	5

<参考>

1. 国際勧告等との関係

本標準は、IETFにおいて制定されたRFC 3325に準拠している。

2. 上記国際勧告等に対する追加項目等

2.1 オプション選択項目

特になし

2.2 ナショナルマター項目

特になし

2.3 原標準に対する変更項目

特になし

3. 改版の履歴

版数	制定日	改版内容
第1版	2005年6月2日	制定

4. 工業所有権

TTCの「工業所有権等の実施の権利に係る確認書」の提出状況は、TTCホームページで公開されている。

5. その他

(1) 参照する主な勧告、標準

IETF RFC: RFC 3261, RFC 3323, RFC 2119, RFC 2234, RFC 3324

(2) 本出版は、具体的な規定内容を含んでいない。規定はすべて準拠元であるIETF RFCによっている。

具体的な規定内容はRFCを参照する必要がある。

6. 標準作成部門

信号制御専門委員会

1. 標準の概要

本標準は、信頼できる SIP サーバからなるネットワークが認証されたユーザのアイデンティティの指定を可能にする SIP に対するプライベートな拡張と既存のアイデンティティに関するプライバシー機構の問題に関するアプリケーションについて記述する。これらの拡張の利用は、このようなアイデンティティ情報の生成、伝達、利用のポリシーについて事前に合意された管理ドメインの中でのみ適用可能である。本標準は、異なるトラストドメイン間やインターネット全般に適用できる一般的なプライバシーやアイデンティティモデルを提供しない。

2. 本標準で規定する内容

本標準で規定する内容は下記の IETF RFC による。

IETF RFC 3325 : 「Private Extensions to the Session Initiation Protocol Asserted Identity within Trusted Networks (SIP) for Asserted Identity within Trusted Networks」